

川崎市公告第703号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和8年3月9日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

令和8年度全天候型あそび場の基本的な考え方決定に向けた支援業務委託

2 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地内

4 業務概要

(1) 業務目的

近年、異常な暑さや局地的な豪雨など、子どもたちの遊ぶ環境にも多くの影響が生じており、このような状況に対応するために、公園の木陰、自然環境などを活かしつつ、天候に左右されず、木の温もりを感じながら、子どもたちが安全で快適に遊べ、思いきり体を動かせることに加えて、遊びを通じた様々な好奇心を育む、全天候型の遊び場の整備を検討している。本業務は、その「全天候型遊び場の基本的な考え方」決定に向けた検討支援を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

本業務では、市内7公園への全天候型あそび場整備に向け、候補地調査から基本的な考え方の整理、施設計画の検討、概算事業費算出、スケジュール整理までを行う。6月頃までに市内7公園に共通する基本的な考え方を整理し、そのうえで第1期整備候補となる3公園について12月頃までに考え方をとりまとめ、年度末にかけて地元対話を実施し、詳細内容を整理する。

本業務は、委託契約締結後、直ちに着手し、令和8年12月の成果品を基礎に工程調整を行うものとする。受託者は監督員及びまちづくり局施設計画課と協議し、当初スケジュールを速やかに確定させること。

整備公園：市内7区より各区1か所、計7公園

整備範囲：各公園内約2000㎡程度

設置施設（基本構成）

- ・2階建て1棟
延床面積150～300㎡程度
特徴：高い開放性・自然通風・日射取得・木質内装、造作遊具
主要室：図書コーナー、管理エリア、乳幼児室、遊戯室、トイレ（子ども用含む）、授乳室、倉庫、手洗い場等を適切に配置するものとする。
- ・半屋外空間30～50㎡程度×1棟
庇・テラス等により屋外空間と連続的に利用可能

- ・屋外あそび場（インクルーシブ遊具を含む） 1か所

子ども空間

- ・活動的なゾーン（児童～幼児用）と静かなゾーン（乳児用）を分離
- ・利用者の安全性・快適性を確保

素材・環境配慮

- ・内装・造作遊具に国産木材を活用
- ・自然通風を基本とし、空調は最小限
- ・日射遮蔽、省エネ、環境負荷低減に配慮した計画とする

外部の付帯施設

- ・駐輪場（必要台数・場所を検討）
- ・ベビーカー置場（屋根の有無、屋内外の配置を検討）
- ・屋外手洗い場・足洗い場

ア 与条件および関連計画等の整理

公園・子育て・福祉等の関連計画、関係法令を整理し、全天候型あそび場整備の位置づけを明確にするとともに、敷地条件・建築条件・環境条件・バリアフリー・環境配慮基準（ZEB/再エネルギー等）を含む基本的与条件を整理すること。

イ 敷地条件・周辺環境および利用ニーズ等の整理

市が前年度に整理を行った候補公園（約14公園）を対象に、敷地規模、地形、既存施設、植生、地盤、地中埋設物等の敷地条件および周辺道路・周辺施設等の環境を整理するとともに、建蔽率や道路条件等の法規制および既存建築物・設備の状況を確認し、上下水道・電気・ガス・通信等のインフラ接続性を踏まえた想定施設規模・配置計画の成立性を検証すること。あわせて、子育て世代や利用者のニーズ把握に向けたアンケート調査やヒアリングの実施方法を検討・支援し、他都市事例の整理および地域特性・関係主体との関わり方を踏まえながら、日常的に活用され親しまれるあそび場整備の方向性やテーマ設定につながる視点を整理すること。

ウ 候補地の抽出・適地性評価および選定

子育て人口、公園規模、アクセス、安全性、暑熱・豪雨対応効果などの評価項目に基づき適地性評価を実施し、市内7公園を整備候補として選定するとともに、第1期（令和8年度）の3公園を選定する。

エ 施設配置計画および空間構成・ゾーニングの検討

第1期（令和8年度）の3公園を対象に公園内における屋内外遊び場の配置について、対象公園の立地条件、周辺環境、利用実態などの地域特性を踏まえたテーマを設定し、利用者の安全性、視認性および回遊性に配慮しながら検討すること。また、遊びの機能（静的あそび、動的あそび）についても合わせて検討を行いそれに必要な空間規模について整理すること。屋外空間においては、立地条件に合わせた遊具（インクルーシブ遊具も想定）や園路の提案、日陰確保や年齢別ゾーニングを、屋内空間においては保育園や学校の基準を参考とした乳幼児から低学年を対象

とする軽運動・休憩機能等の配置を整理するとともに、バリアフリー基準への適合を図ること。あわせて、屋内外を連続して利用できる動線計画や、天候変化に対応可能な空間構成について検討するとともに、国産木材の活用、自然通風、日射遮蔽、省エネ等に配慮した環境負荷低減の観点を踏まえ、インフラ接続や配管の切り回しの必要性も含めた3案の配置案を検討すること。

オ 施設規模・機能構成および技術的要素の検討

施設の配置計画および空間構成を踏まえ、建築・電気・通信・空調・衛生・スロープ・下足収納等の建築および設備機能を含む施設規模および機能構成について整理すること。その過程において、気候変動に対応した先進的な建築技術、国産木材を活用した遊具や建築資材、川崎市環境配慮基準に適合した脱炭素化技術を含め、施設計画に取り入れるべき技術的要素を総合的に検討するとともに、市内7公園への整備を前提として公園ごとの条件に応じた考え方を整理すること。あわせて、敷地内および周辺における上下水道・電気等のインフラの現況把握および関係機関との協議結果を資料として整理すること。さらに、工事段階における利用者の安全確保の観点から、工事車両と公園利用者の動線分離、仮設出入口・仮設通路の計画についても検討すること。

カ 概算事業費の算定、管理運営のあり方検討

第1期（令和8年度）の3公園を対象に施設整備および運営に係る概算事業費を算定し、費用構成および維持管理費の見通しを整理すること。

あわせて、直営や指定管理者制度等を含め、効率的・効果的な他都市の全天候型あそび場に関する維持管理・運営手法の事例等を整理し、デジタル技術の活用など持続的な管理運営のあり方について検討すること。

キ 整備および運営を見据えた工程・スケジュールの整理

事業の実施に向け、基本的な考え方の整理から整備、運営に至るまでの工程およびスケジュールを整理すること。あわせて、市内7公園への段階的な整備を見据え、第1期（令和8年度）における検討範囲や位置づけが明確となるよう整理すること。

ク 成果品の取りまとめ

上記の検討結果を総合的に整理し、全天候型あそび場整備に向けた基本的な考え方として成果品を取りまとめること。候補地選定、施設計画、技術的要素、概算事業費、管理運営のあり方および事業スケジュール等を明確に整理し、次段階の設計・整備へ円滑に引き継ぐことができる資料を作成すること。

ケ 打合せ協議

全5回(着手時、中間3回、成果品納入時)を標準とする。対面を基本とし、オンライン等も可とする。このほか、必要な打合せが生じた場合は、相談の上、随時適切に対応すること。

5 事業委託料 (参考)

事業委託料は、次の金額を上限とする。

24,200,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」・種目「造園部門」及び業種「建築設計」・種目「意匠設計」に登録されていること(参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。)
- (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

7 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課緑の基本計画担当 川島

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎17階)

電話 044-200-1202(直通)

FAX 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

8 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和8年3月9日(月)

9 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「6 参加資格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部提出

(1) 提出期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月13日（金）まで

（郵送の場合は令和8年3月13日（金）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出場所

「7 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

10 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「7 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和8年3月19日（木）から令和8年3月24日（火）午後5時00分まで

(3) 回答方法

令和8年3月30日（月）までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

11 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

(1) 提出期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月10日（金）午後5時まで

（郵送の場合は令和8年4月10日（金）までに必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出書類（ア～オはすべて任意様式）

ア 企画提案書（パソコンによる閲覧を想定しているため、向きは横を基本）
20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 見積書

エ 業務実績表

オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

(3) 提出部数

ア PDF データ

(書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名_書類名」とする。

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf)

イ 見積書：原本（紙）を1部（押印あり）

(4) 提出方法

ア 別途指定する Logo フォームにアップロードし、送信

指定 Logo フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1437264>

イ 見積書原本は、令和8年4月10日（金）までに「7 担当部局」へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求められることがある。

1.2 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、川崎市緑の基本計画改定に向けた考え
方策定等支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価委員会」という。）
を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和8年4月20日（月）から令和8年4月22日（水）のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡する。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMI
コード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれか
の者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次

の選考基準により審査する。

ア 業務目的・内容の理解度

1) 理解度

事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。

2) 知識・能力

業務に必要な知識、能力が十分備わっているか。

3) 積極性

業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

イ 事業実施体制

1) 組織体制

業務を円滑に実施できる人員が配置され、役割分担が明確かつ適切であるか。

2) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

ウ 事業の企画力

1) 企画力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。

気候変動に対応した先進技術、国産産木材を活用した遊具や資材、デジタル技術による持続可能な管理手法等、多様な視点を幅広く考慮した提案となっているか。

2) 実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

4) 表現力

提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

エ プレゼンテーション能力

口述による提案説明が明快で分かりやすい言い回しであるか。

(4) 受託候補者の特定

評価委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和8年4月24日（金）

1.3 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

(1) 契約日前に「6 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき

- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

1.4 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とする。
- (4) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要がある。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和 8 年 3 月頃）を要する。
- (6) その他詳細について
詳細については、「令和 8 年度全天候型あそび場の基本的な考え方決定に向けた支援業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。